

# 駒ヶ根市第2次集中改革プラン

行財政改革推進計画（平成22年度～平成26年度）

平成22年11月

駒ヶ根市

# 目 次

頁

|      |                                      |    |
|------|--------------------------------------|----|
| 1    | プラン策定の経緯                             | 1  |
| 2    | プラン策定の意義・目的                          | 1  |
| 3    | 計画期間                                 | 1  |
| 4    | 駒ヶ根市の財政の状況（現状認識・財政指標等の推移）            | 2  |
| 5    | 健全な財政運営を持続するための視点                    | 7  |
| 6    | 第2次集中改革プランの体系                        | 9  |
| 7    | 具体的な取り組み事項                           | 10 |
|      | 目的・目標値                               | 10 |
|      | 1 将来負担比率の改善                          |    |
| I    | 行政組織の効率化・高質化                         | 10 |
|      | 11 組織機構の見直しと適正な定員管理                  |    |
|      | 12 行政経営品質向上活動の推進                     |    |
|      | 13 超過勤務の縮減                           |    |
| II   | 運営体制、公共施設管理等の再構築                     | 11 |
|      | 21（特別会計事業等）特定公共下水道特別会計の統廃合           |    |
|      | 22（特別会計事業等）農業集落排水事業と公共下水道事業の再編       |    |
|      | 23（特別会計事業等）中沢東部簡易水道事業特別会計の水道事業会計への統合 |    |
|      | 24（特別会計事業等）公設地方卸売市場事業の再構築            |    |
|      | 25（特別会計事業等）別荘地特別会計のあり方の見直し           |    |
|      | 26（特別会計事業等）上下水道事業管理運営業務の民間委託         |    |
|      | 27 学校給食センター等の管理運営及び整備促進              |    |
|      | 28 指定管理者制度の活用促進                      |    |
|      | 29 北の原墓地管理体制の確立                      |    |
|      | 30 借地の解消と借地料の適正化                     |    |
| III  | 外郭団体、第3セクター、一部事務組合等の経営改善・関与見直し       | 12 |
|      | 31 駒ヶ根市社会福祉協議会                       |    |
|      | 32 社団法人駒ヶ根伊南広域シルバー人材センター             |    |
|      | 33 財団法人駒ヶ根市文化財団                      |    |
|      | 34 駒ヶ根市土地開発公社                        |    |
|      | 35 財団法人駒ヶ根市開発公社                      |    |
|      | 36 駒ヶ根観光開発株式会社                       |    |
|      | 37 駒ヶ根高原温泉開発株式会社                     |    |
|      | 38 伊南行政組合・上伊那広域連合の効率的運営の確保           |    |
| IV   | 新たなまちづくり・協働型社会の推進                    | 13 |
|      | 41 まちづくりデザインの再構築                     |    |
|      | 42 文化施設と観光等産業連携の推進                   |    |
|      | 43 シルクミュージアム運営事業                     |    |
|      | 44 自治組織活動補助の効果的な見直し                  |    |
|      | 45 市民活動団体等の効果的な支援                    |    |
|      | 46 認知症予防プログラムの推進                     |    |
|      | 47 可燃ごみの減量・資源化の推進                    |    |
| V    | 歳入確保の推進                              | 13 |
|      | 51 公共施設等の使用料の見直し                     |    |
|      | 52 滞納整理業務の強化による市税徴収率の向上              |    |
| 【資料】 |                                      |    |
| 1    | 第2次集中改革プラン項目シート                      | 14 |
| 2    | 第1次集中改革プランの成果                        | 別冊 |

## 1 プラン策定の経緯

1983年（昭和58年）第二臨調答申「今後の行財政改革の基本方針」に基づき、国は行政改革大綱を定め、今日まで国・地方を通じた行政改革に取り組んできました。

基本方針では、21世紀における日本の経済社会のあり様を「自律的な個人を基礎とする自由で公正なものとする」ために、主に次の4点を推進することが位置づけられました。

- ① 増税なき財政再建に向け、行政組織の再編と、行政・国民の関係の見直し推進
- ② 国民主体と自己責任を基礎に、民間活力の活用と事後監視型社会への移行による効率的な行政の確立
- ③ 情報公開と説明責任の徹底による透明性の高い行政の実現
- ④ 電子化等利便性の向上による国民本位の質の高い行政サービスの実現

これは、欧米社会を目標とするキャッチアップ体制を経て成熟した日本社会が、行政（国）による先導的統治（コントロール）社会から自律的な個人としての国民の多様な価値観に基づく新しい国家（経済社会のあり様）への変革を模索しはじめたことを意味するといわれています。

駒ヶ根市においても、「行政改革大綱」にはじまる改革を推進し、「改革と創造のまちづくりプラン（行財政改革5ヵ年計画）、第1次集中改革プラン（平成16年度～平成21年度）と引き継がれ今日に至っています。

第1次集中改革プランでは次の左表の6点を目指して、右表の9点を柱とした行財政改革計画とし、具体的な167項目の事務事業の見直しを行ってきました。

### ＜第1次集中改革プランが目指したもの＞

- ① 少子高齢化や厳しい財政状況への対応
- ② 地方分権型社会の構築
- ③ 新しい公共への模索
- ④ スリムで変化に強い行政運営の確立
- ⑤ 市民参加の仕組みと協働のまちづくりの創造
- ⑥ 駒ヶ根市第3次総合計画の具現化に向けて

### ＜第1次集中改革プランの内容＞

- ① 市の運営体制の再構築
- ② 外郭団体への支援・関与
- ③ 公共施設の再編と維持管理
- ④ 市民サービスの再構築
- ⑤ 市民と行政との協働型社会の構築
- ⑥ 財政の弾力化
- ⑦ 歳入の確保
- ⑧ 未来の道筋をつける施策の展開
- ⑨ 公営企業会計の見直し

その結果、第1次集中改革プランの効果額は5年間で13億円余となり、健全財政が維持されています。

## 2 プラン策定の意義・目的

第2次集中改革プランは、超高齢社会の到来が現実視される現状にあって将来を見据え、市民の価値観の多様性と自己責任の上に、持続可能でいきいきとした元気な地域の創造と真に必要な質の高い行政サービスの確保を目指すため、市民満足度調査や行政評価を実施し、行政経営品質の向上を図りながら、不断の行財政改革を推進するために策定するものです。

## 3 計画期間

平成22年度から平成26年度の5ヵ年間とします。

（計画の修正）今後の社会経済情勢の変動などにより、新たに改善事項が生じた場合又は本計画の修正の必要が生じた場合は、計画の進捗状況等による影響額等を考慮し、市民、議会などのご意見・ご提言を踏まえて、追加、修正等を行うものとします。

## 4 駒ヶ根市の財政の状況（現状認識・財政指標等の推移）

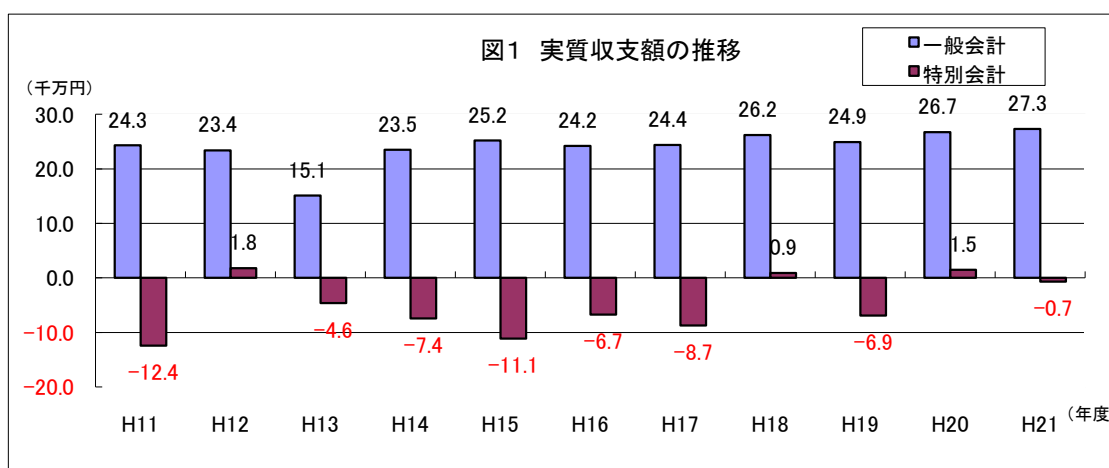
経済のグローバル化や地球規模での環境問題の深刻化、情報化の進展などが地方の経済・社会に大きな影響を及ぼす一方で、市の人口構造の推移からみると今後ますます少子高齢化が進みます。行政に求められるニーズも多様化・高度化し、公共分野への民間企業の参入など、多様な主体により公共サービスが提供されるようになっていきます。

そうした中であって、市の財政の状況は、次のとおりとなっています。

### (1) 概要

自治体の財政運営の良否を判断する一つのポイントとされる一般会計の実質収支等の推移は、図1のとおりです。一般会計は黒字であり、上下水道事業や農業集落排水事業、国民健康保険事業、介護保険事業など一般会計以外の公営事業会計と特別会計事業を合わせた収支額は赤字の傾向にあります。

また、公営事業等の赤字要因は公共下水道事業の収支です。公共下水道事業は、その性格上、供用開始（施設使用）に先立って施設整備が行われることにより、収支計算において経費とされる保有施設（事業用資産）にかかわる減価償却費をまかなう使用料等の収入が当分の間未熟な状況となるためです。減価償却費は実際の現金支出を伴う経費でないことから公共下水道事業においても現金収支は確保されていますが、施設・設備の更新時期が近づいてきています。



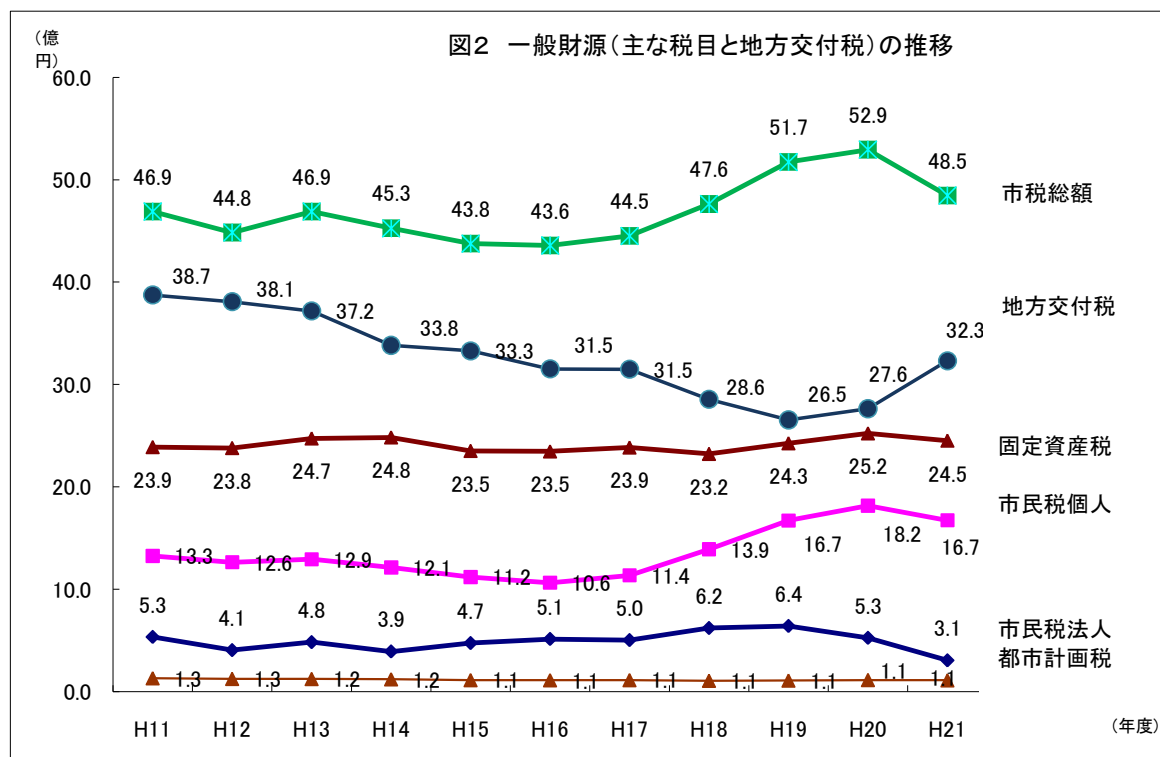
\* 実質収支は、その年度の歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除したもので、黒字が望ましいが、自治体は営利を目的として存立するものではないので、過度の余剰金があるとすれば行政水準の向上なり、住民負担の軽減に充てるとされる。

\* 市の企業会計（公営事業）及び特別会計の平成21年度実質収支等（単位 千円）

|                 |           |                        |        |
|-----------------|-----------|------------------------|--------|
| 中沢財産区特別会計       | 1         | 公設地方卸売市場特別会計           | 0      |
| 用地取得事業特別会計      | 0         | 駒ヶ根高原別荘地特別会計           | 11,407 |
| 水道事業会計（公営事業）    | 82,743    | 介護保険特別会計               | 10     |
| 中沢東部簡易水道特別会計    | 9,790     | 国民健康保険特別会計             | 3,477  |
| 公共下水道事業会計（公営事業） | △ 142,661 | 老人保健医療特別会計（H22年度までの予定） | 743    |
| 特定公共下水道特別会計     | 26,960    | 後期高齢者医療特別会計            | 347    |
| 農業集落排水事業特別会計    | 0         |                        |        |

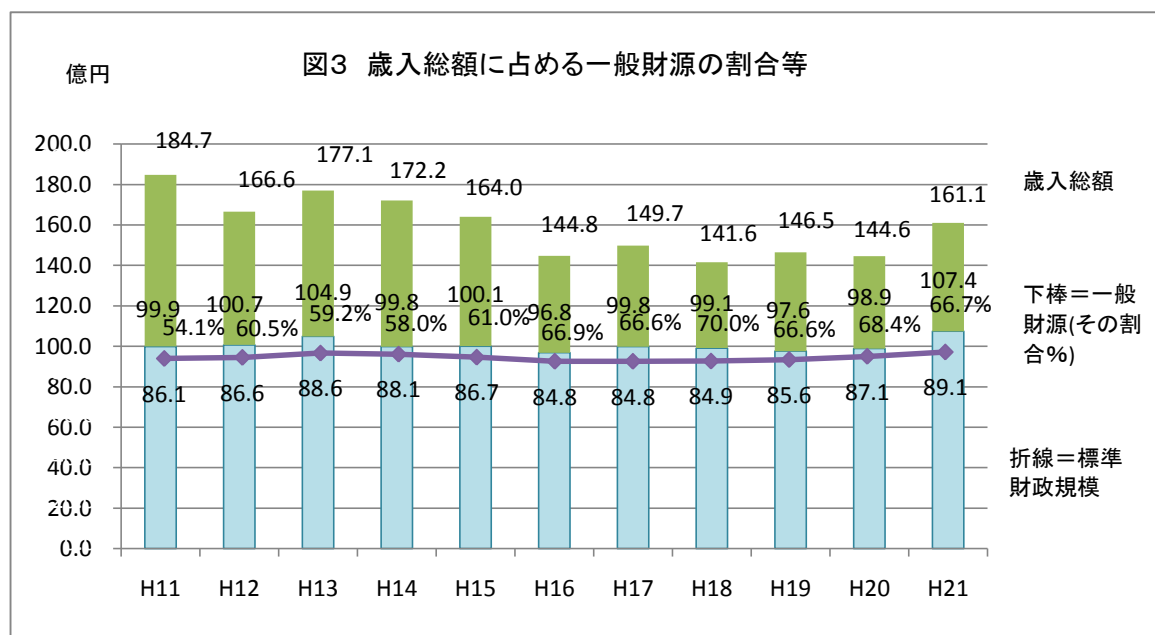
### (2) 一般会計歳入の状況

市の歳入のうち、財源の使途が特定されず、自らの判断で使用する事ができる一般財源（主な税目と地方交付税）の推移（図2）を見ると、市税総額は景気等の影響も受けますが、積極的な企業誘致や道路等の生活基盤への投資と、平成19年度以降、三位一体の改革の一環で行われた所得税から市民税個人分への税源移譲もあり増加傾向、一方で地方交付税は逡減していましたが、平成21年度決算においては景気後退の影響により市税は減少し、地方交付税は増加しています。



- \* 一般財源 …… 財源の使途が特定されず、自らの判断でどのような経費にも使用することができる市税や地方交付税、地方譲与税など。
- 対語 特定財源 …… 使途が定められている国県支出金、地方債など。
- \* 自治体の自主的判断のもと地域の実態に応じた施策を実施していくためには、一般財源をできるだけ多く確保することが望ましいとされる。

また、図3の一般財源総額と標準財政規模は微増傾向で、歳入総額はその年度の投資額により増減がありますが、減少傾向となっています。(平成21年度は国の経済対策による交付金等、特殊事情が多い)



- \* 標準財政規模 …… 財政規模を比較する場合に、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれていると、単純に比較できないため、特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常、経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較するもので、各地方自治体の標準的な財政規模を示します。
- 具体的には、標準税率で算定した税収入額と地方道路譲与税等の税外収入に、地方交付税を加えた額。

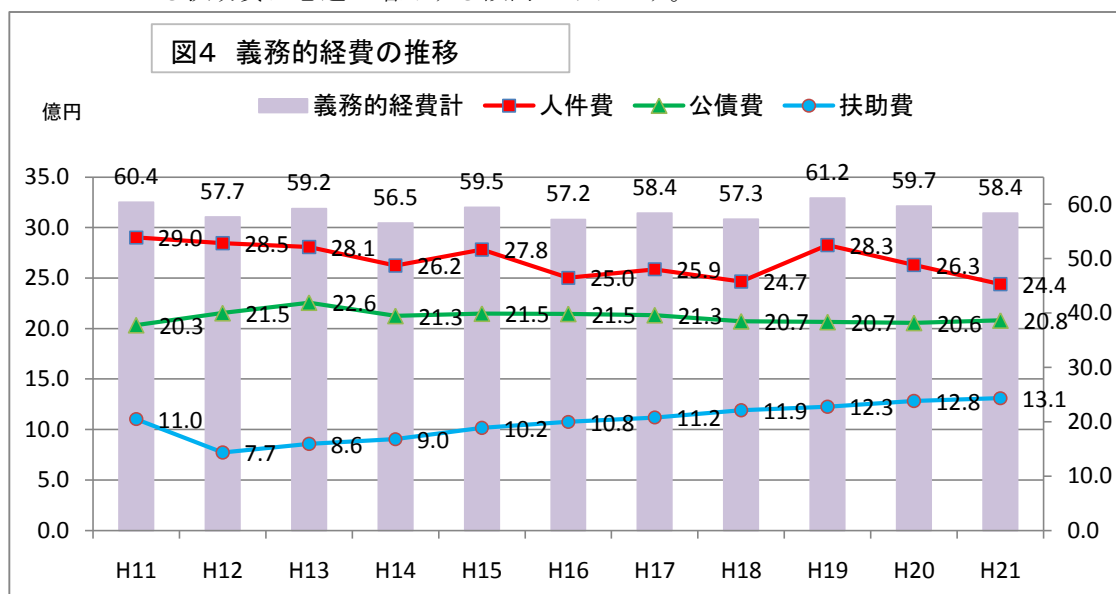
### (3) 一般会計歳出の状況

歳出を義務的経費と裁量的経費に区分して、義務的経費の推移を見ると（図4）、平成21年度の義務的経費の合計は約58億4千万円で、うち人件費24億4千万円、扶助費13億1千万円、公債費20億8千万円となっています。

\* 義務的経費 …… 人件費、扶助費、公債費、維持補修費等

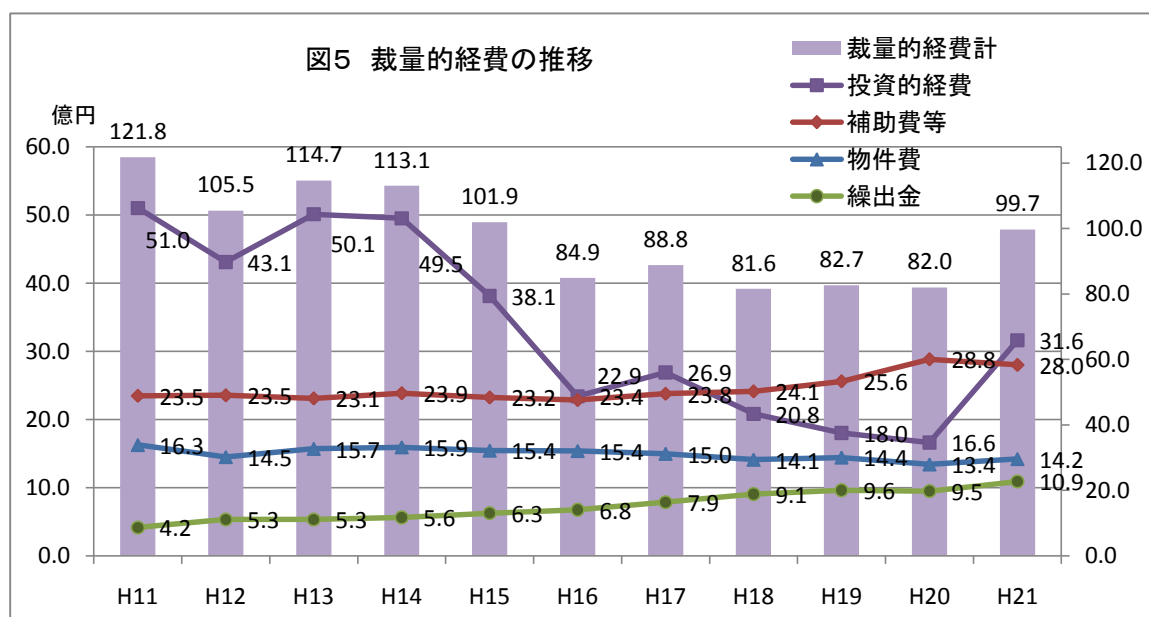
\* 裁量的経費 …… 建設事業等の投資的経費、補助費、繰出し金、物件費、投資・出資・貸付金、積立金等

人件費は退職手当により増減がありますが、職員の定数削減や給与の見直し、手当での廃止などによる人件費の抑制で減少傾向にあり、また新たな市債の発行の厳選や繰上償還の活用などによる公債費の抑制に取り組んでいます。一方、高齢社会の進行等により保健、福祉などにかかわる扶助費は急速に増加する傾向にあります。



裁量的経費の推移（図5）を見ると、普通建設事業などの投資的経費が急速に縮小している（平成21年度は特に景気対策等により増加）とともに、物件費は抑制傾向にあります。一方、上伊那広域連合や伊南行政組合（昭和伊南総合病院含む）、公共下水道事業への補助費等及び農業集落排水事業や介護保険事業など特別会計への繰出し金は増加傾向にあります。

なお、平成21年度の補助費等約28億万円には、昭和伊南総合病院の経営健全化支援約1億4千万円、定額給付金及び子育て応援特別支援金約2億2千万円が含まれています。

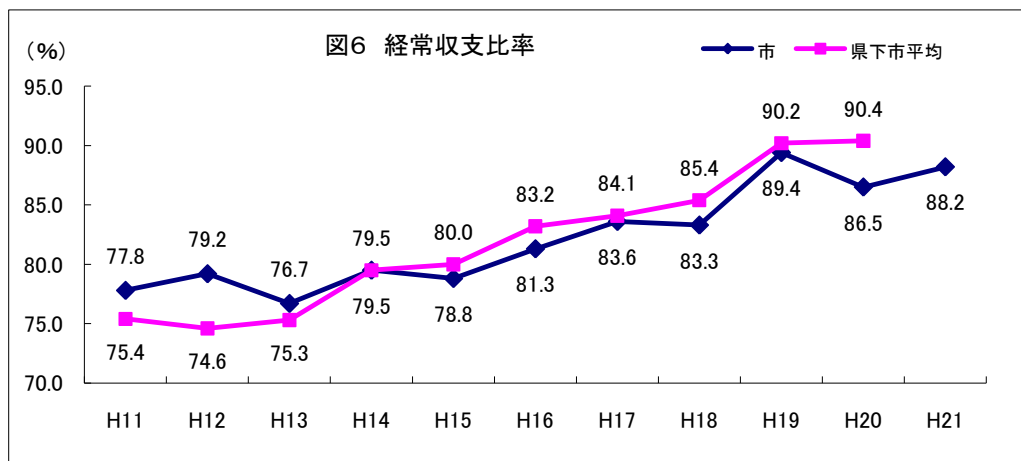


#### (4) 財政指標の状況

財政指標のうち、今後その状況を注視していく必要がある指標の状況をみていきます。

##### ① 経常収支比率

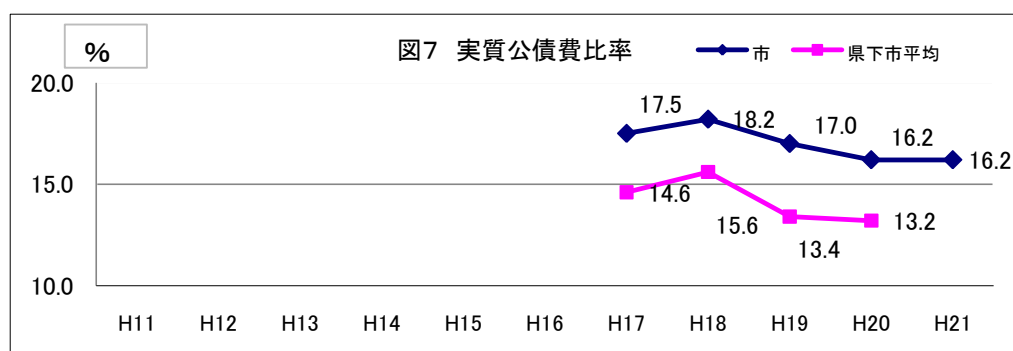
経常収支比率の推移は、図6のとおりで、県下の市平均(単純平均)を下回っています。



\* 経常収支比率 …… 自治体の財政構造の弾力性を測定する比率。人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等の義務的性格の経常経費が、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源に対してどの程度の割合となっているかを示す割合。この割合が高いと新たな政策へ投入する財源的な余裕が少ないこととなる。

##### ② 実質公債費比率

実質公債費比率の状況は、図7のとおりです。この比率は平成18年度において地方債の発行が許可制から協議制に移行したことに伴い新しく導入された指標で、18%を超えると許可制の適用団体となり公債費負担適正化計画などの作成を求められます。市においても平成18年度の比率が18%を超えたことから平成19年度に適正化計画を策定し、比率の改善を図っています。平成17年度は制度移行前の参考値です。

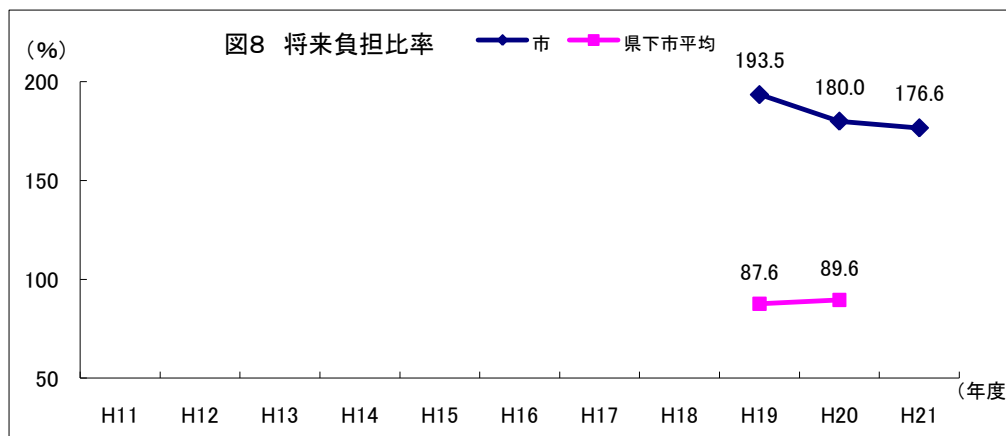


- \* 実質公債費比率 …… 市債の元利償還金等（公債費）の標準財政規模等に対する割合。  
従来の公債費比率と異なるのは、上下水道など公営事業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、伊南行政組合や上伊那広域連合等の公債費類似経費（準公債費）などを加えたことで、連結決算の考え方を導入したもの。
- \* 実質公債費比率が18%を超えると許可制（市債の発行について自らの判断だけでなく知事の許可が必要となる）の適用団体となる。25%を超えると単独事業の起債が認められなくなる。（25%を超えても当分の間、公債費負担適正化計画やその実施状況などをから起債が許可される場合もある）。

### ③ 将来負担比率

将来負担比率の状況は、図8のとおりです。この比率は平成19年度決算から財政健全化法に基づいて算定することになった指標で、平成21年度においては176.6%となっており、早期健全化基準とされる350%の半分程度で基準内にありますが、県下19市では最も高い自治体の一つとなっています。

これは、①市民生活の利便性や将来へ向けた発展基盤の整備に積極的に取り組んできたため、具体的には南田市場土地地区画整理事業、伊南バイパス関連市道整備事業、公共下水道・農業集落排水事業などの下水道事業に関する起債（借入金）の残高が大きくなっていること。②土地開発公社や第3セクター、昭和伊南総合病院などにかかわる将来負担見込額が生じていることなどが主な原因です。



\* 将来負担額 …… 一般会計だけでなく、公営事業会計や特別会計、関連する第3セクターなどの状況も連結し、一般会計が将来負担すべき実質的な負債(将来負担額)の標準財政規模に対する割合

具体的には、一般会計等の当該年度の前年度末における市債残高、特別会計の地方債元金償還額に充てる一般会計等からの繰入額、伊南行政組合などの地方債の元金償還額に充てる負担額の見込額、退職手当予定額、土地開発公社や第3セクターの負債にかかわる債務保証や損失補償のうち一般会計の負担見込額などの合計額。

### (5) 行財政改革に関する市民満足度調査の結果

平成22年3月に実施した市民満足度調査のうち、行財政改革に関する部分の満足度・重要度は、次のとおりとなっています。

④市職員数の適正化・民間委託などの行政改革、⑤財政情報の情報提供、⑦市民の声の反映、⑨市民が中心となったまちづくり活動などが、満足度が比較的低く、重要度との差も大きくなっています。

\* どちらも5段階・3が平均で、数値が低いほど「満足していない」、「重要でない」という意味

|                              | 満足度 A | 重要度 B | 差(B-A) |
|------------------------------|-------|-------|--------|
| ① 自治組合など地域コミュニティの育成のための支援が充実 | 3.04  | 3.90  | 0.86   |
| ② 広域連携(伊南行政、上伊那広域連合等)が十分機能   | 3.01  | 4.02  | 1.01   |
| ③ 市職員に対して好感が持てる              | 3.02  | 4.16  | 1.14   |
| ④ 市職員数の適正化や民間委託など行政改革が効果的に実施 | 2.65  | 4.10  | 1.45   |
| ⑤ 財政情報について情報提供が十分            | 2.77  | 4.12  | 1.35   |
| ⑥ まちづくりや市の計画づくりへの参加機会が充実     | 2.75  | 3.85  | 1.10   |
| ⑦ 市政に市民の声が反映                 | 2.63  | 4.29  | 1.66   |
| ⑧ 住民票の取得など各種行政手続きが簡単         | 3.75  | 4.21  | 0.46   |
| ⑨ 市民が中心となったまちづくり活動が活発        | 2.78  | 3.98  | 1.20   |

3未満

1以上の差

## 5 健全な財政運営を持続するための視点

市の財政状況は、国の示した健全と言われる基準値内にあります。市民生活の向上をサポートしていくために課題もあります。第2次集中改革プランの視点は、次のとおりです。

### 視点① 自主財源の安定的確保～拡大

歳入総額のうち一般財源は、平成21年度の特殊事情を除けば、逡減又は横ばいの傾向にあります（3ページ・図3参照）。その要因は標準財政規模にあり、国の財政状況から今後も地方交付税の増加する趨勢は期待できず、自主財源の安定的な確保に努める必要があります。地方分権、自立の観点からも自主財源の拡大が求められています。

これまで、ナショナルミニマムを確保する観点から財源の地方間格差を解消する地方交付税制度によって行政サービスの一定水準を保つ財源が配分されてきた経過があり、自主財源のみによってこの行政水準を確保することは非常に困難といわざるを得ません。しかし、困難性を踏まえても自主財源の拡大に努めなければなりません。

### 視点② 事務事業のスクラップアンドビルド

歳出に占める義務的経費の総額は概ね横ばいです（4ページ・図4参照）。人件費、公債費は抑制傾向にあるものの扶助費は増加傾向です。義務的経費以外の裁量的経費のうち、補助費等及び繰出金が増加傾向にあります（4ページ・図5参照）。補助費等のうち上伊那広域連合への負担金は、情報センターシステム整備償還金、新中間処理施設建設費及び償還金負担が今後増加する見込みです。昭和伊南総合病院経営健全化支援については、期間が定められているものの健全化の進捗を注視する必要があります。また繰出金については公共下水道事業及び農業集落排水事業における元利償還金負担、介護保険事業などにかかわる負担が増加する見込みです。これらの負担は、今までに遂行した事業に関わる借入金の返済であったり、法により一般会計の負担を求められているものであったりして、裁量性が弱く義務的性格が強い経費です。

これらの経費の増加は、一般会計が新たな行政需要に対応する財源を圧迫する要素とも言え、自主財源の拡大に努力しつつも、限られた一般財源の中で多様な行政ニーズに対応するためには、行政評価等により従来の事業を見直した上で、新たな事業に取り組む姿勢が求められています。

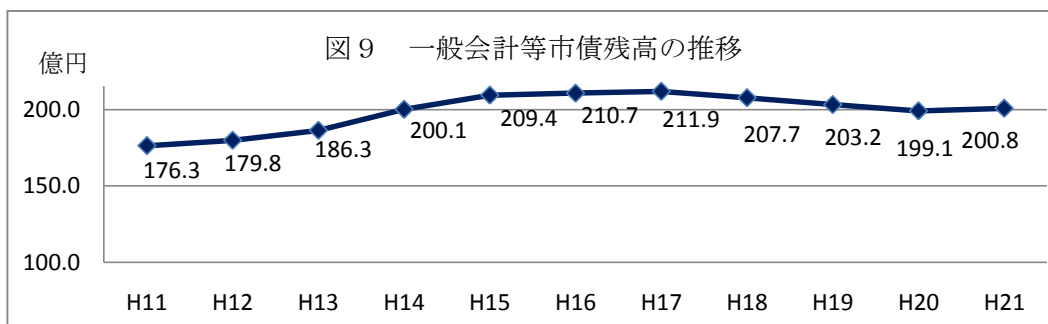
### 視点③ 将来負担比率の改善

将来負担比率が比較的高い水準にありますが、現状において財政破綻を回避するための早期健全化に直面しているということではありません。これらの指標の動向に配意し良好な財政運営を行うことで、市政の進展を図ることは十分に可能であるということです。しかし、一方で、一言でいえば新たな行政需要への対応力が低い状況にあるということです。

そこで、次の観点に立ってそれぞれ改善等を図ることが求められます。

#### ア 一般会計等の市債残高

市債残高の推移は図14のとおりです。南田市場区画整理事業など大型事業の推進によって一般会計の市債残高が増加してきました。今後とも市の将来発展等に欠かせない事業を厳選し、市債の発行を抑制、管理していくことが重要です。



\* 一般会計等とは一般会計と用地取得事業特別会計のことを指しています。現在、用地取得事業特別会計に市債残高はありませんので、一般会計が保有している市債残高を表しています。

#### イ 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為を設定したもののうち公債費に準ずるものとして、教員住宅購入費や土地改良事業負担金、上伊那福祉協会などが運営する特別養護老人ホームなどの福祉施設建設負担金等があります。これらは過去において政策決定し市の負担割合を定めたもので今後逡減していくものです。新たな福祉施設の建設整備等については、その必要性、需要見通しなど適切な判断が重要です。

## ウ 公営企業会計等の地方債にかかわる一般会計負担

上水道事業（水道事業会計、中沢東部簡易水道特別会計）及び下水道事業（公共下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計）にかかわる地方債の返済について、一般会計が基準等に基づいて負担すべき額があります。特に、公共下水道事業及び農業集落排水事業における元利償還が今後増加し、これに伴い一般会計が負担すべき額も増加することが見込まれます。地方交付税による財源措置等が一定の基準で行われますが、いわゆる一般財源総額の増加が見込めない現状にあっては、この負担が新たな施策等へ投入する財源を圧迫する可能性があります。下水道事業における今後の公債費等償還額を適正に見通すとともに一般会計負担の軽減を図る工夫が求められます。

## エ 一部事務組合等（伊南行政組合、上伊那広域連合など）の地方債にかかわる一般会計負担

伊南行政組合（主に常備消防や昭和伊南総合病院）、上伊那広域連合（主にごみ処理、情報センター）、上伊那水道用水企業団など広域連携によって行っている行政サービスにかかる地方債の返済について、一般会計が基準等に基づいて負担すべき額があります。これらの事業は、市単独で行うより広域によって取り組むことで、より効率的効果的となっていますが、適正な運営により一般会計負担の軽減を図る工夫が求められます。

## オ 職員の退職手当負担の見込額

組織機構の見直し、適正な定員管理、年代別職員構成の平均化等により、負担総額を軽減する工夫が求められます。

## カ 設立法人の負債額等負担見込額

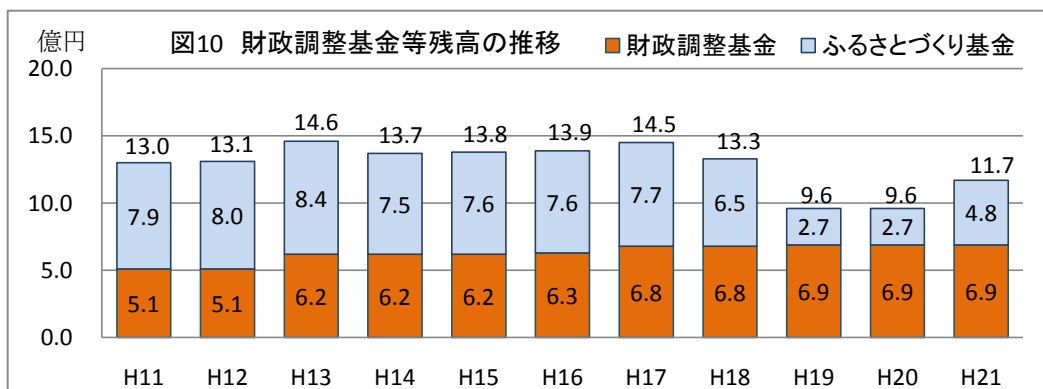
駒ヶ根市土地開発公社や（財）駒ヶ根市開発公社、（株）駒ヶ根観光開発などの経営健全化を図るなど、一般会計の負担見込額を抑制する工夫が必要です。

## キ 組合等連結実質赤字の解消

伊南行政組合の昭和伊南総合病院事業会計は、実質赤字を抱え、経営健全化計画を推進しています。病院の経営健全化が課題です。

## ク 市債の償還額等に充当可能な基金の確保

基金（貯金）には、教育基金や福祉のまちづくり基金など使用目的を限定したもののほか、通常の財政運営に活用できる財政調整基金、ふるさとづくり基金を保有しています。これらの基金は行政の性格上多ければ多いほどよいというものではありませんが、他市町村の状況など行政運営の経験上から保有していることが望ましいと判断される量を確保する工夫が求められます。



## 視点④ 新たなまちづくり（定住と交流）

少子高齢社会、人口減少社会が現実のものとなっています。地域の活力の源泉は地域でいきいきと暮らす人々（人口）です。高齢者を始め全ての市民の暮らしの安全安心を確保する上からも、若者の定住を促進し、市民一人ひとりが持つエネルギーにより、将来へ夢の持てる新たなまちづくりを推進する必要があります。

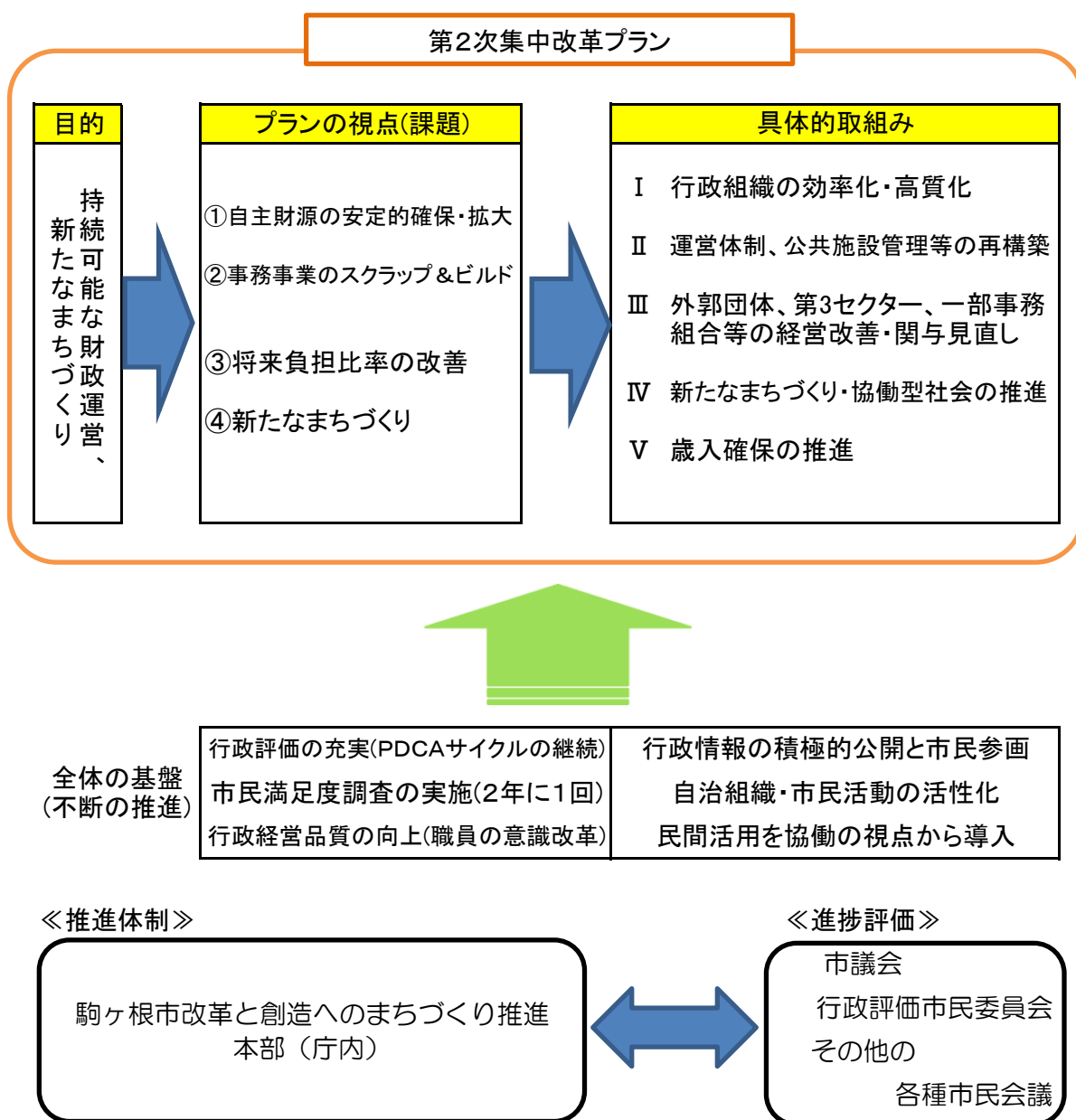
また、様々な分野での地域間交流を活性化させ、各産業の更なる発展のための基盤を強化していくことも求められています。

## 6 第2次集中改革プランの体系

将来にわたって財政の健全性を持続させ、将来へ夢の持てる新たなまちづくりを行っていくためには、新たな財政指標の比率に留意しながら行っていく必要があります、引き続き可能な限りの歳入確保対策・歳出抑制対策は行っていますが、従来の「削減型」行財政改革だけでは難しい状況にあります。

今までの改革の良いところを踏襲しつつ、新たな視点で行財政運営を進めていく必要があります。

市民満足度調査を定期的実施するとともに、あわせて、住民への情報公開や住民参画、さらには民間活用を協働の視点から、徹底して行っていくことも必要となります。そして、何よりも市役所職員一人ひとりが、問題意識を共有し、目的、目標を持ち、成果重視の仕事を行っていきます。



## 7 具体的な取組み事項

### 第2次集中改革プランの目的・目標

目的：持続可能な財政運営を確保し、新たなまちづくりに向けて

| 目標値       | 平成21年度末 | 平成26年度末 |
|-----------|---------|---------|
| 将来負担比率の改善 | 176.6%  | 140.0%  |

### 計画期間内の一般会計影響(節減)額

(千円)

|     |                                |                |
|-----|--------------------------------|----------------|
| I   | 行政組織の効率化・高質化                   | 189,600        |
| II  | 運営体制、公共施設管理等の再構築               | △ 3,700        |
| III | 外郭団体、第3セクター、一部事務組合等の経営改善・関与見直し | △ 414,000      |
| IV  | 新たなまちづくり・協働型社会の推進              | 0              |
| V   | 歳入確保の推進                        | 324,000        |
| 計   |                                | 95,900 (△は負担増) |

### I 行政組織の効率化・高質化

| 番  | 項目              | 内容                                                            | 成果目標                         | 影響額<br>(千円) | 影響額の説明            | 課題<br>番号 |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------|-------------------|----------|
| 11 | 組織機構見直しと適正な定員管理 | 職員のマンパワーを最大限に活用できる組織へ再編し定員を削減                                 | H21度当初295人→H27度当初277人        | 172,000     | 削減による5年間の単純累計額    | ②<br>③   |
| 12 | 行政経営品質向上活動の推進   | 財源、職員など限られた行政資源を効果的、効率的に活用できる組織づくり、人材育成を推進し、よりよい行政サービスを提供     | 組織改善、市民満足度調査、モデル職場等の実施       | —           |                   | ②<br>④   |
| 13 | 超過勤務の縮減         | 組織改善、人材育成を通じた能率的、効率的業務の執行と、ワーク・ライフ・バランスの考えや人件費削減の観点から時間外勤務の縮減 | 通常業務における超過勤務手当の縮減(選挙事務等を除く。) | 17,600      | 時間外勤務縮減による5年間の合計額 | ②        |
|    | 小計              |                                                               |                              | 189,600     |                   |          |

## II 運営体制、公共施設管理等の再構築

| 番  | 項目                        | 内容                                                                                                  | 成果目標                                              | 影響額<br>(千円) | 影響額<br>の説明                | 課題<br>番号 |
|----|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------|---------------------------|----------|
| 21 | 特定公共下水道特別会計の廃止統合          | 特定公共下水道事業を公共下水道へ統合・効率化                                                                              | H25度に公共下水道事業へ統合し、一般会計負担を軽減                        | 2,200       | 一般会計負担の2年分削減効果            | ②        |
| 22 | 農業集落排水事業と公共下水道事業の再編       | 農業集落排水竜西地区の公共下水道への将来的な統合を視野に、竜西地区の使用料金統一及び農集排使用料金従量制の検討と、クリーンピア駒見(農集排汚泥処理施設)の使用料金の見直し               | 平成24年度クリーンピア駒見の使用料見直し                             | —           |                           | ②        |
| 23 | 中沢東部簡易水道事業特別会計の水道事業会計への統合 | 市民が等しく安心安全な水道水を享受できるよう経営基盤の脆弱な簡易水道事業の統合により、クリプト対策等施設整備の実施、料金の統一化と、上伊那広域水道用水企業団及び簡易水道への一般会計負担ルールの見直し | 平成24年度の統合を目指します。                                  | △ 2,100     | (平成44年度までの累計効果額は55,000千円) | ②        |
| 24 | 公設地方卸売市場事業の再構築            | 取扱量の増加及び人件費の削減等による効率的な運営の確保                                                                         | 平成22年度から新たな機能検討及び人件費の抑制を実施                        | 9,100       | 人件費削減ほか                   | ②        |
| 25 | 別荘地特別会計のあり方の見直し           | 別荘地事業管理事務の外郭団体等への移管を検討                                                                              | 管理業務の委託を検討し、H24年度から実施                             | △ 12,900    | 一般会計への繰入金単年度△4,300千円      | ②        |
| 26 | 上下水道事業管理運営業務の民間委託         | ・検針業務<br>・料金窓口<br>・料金賦課徴収                                                                           | H24年度までに民間委託の実施                                   | —           | 上下水道事業にかかわる職員減            | ②        |
| 27 | 学校給食センター等の管理運営及び整備促進      | 老朽化した学校給食センターの整備促進と、保育園給食も含め給食運営体制の再構築                                                              | H22度に学校給食及び保育園等給食の運営方針策定、H23度に赤穂給食センター第1調理場の改築に着手 | —           | (民間委託等による運営経費の削減:職員減)     | ②<br>③   |
| 28 | 指定管理者制度の活用促進              | 福祉企業センター等、直営施設の指定管理者制度への移行の検討                                                                       | 既存指定管理施設の仕様書検討、直営44施設の指定管理への移行検討により、新たな組織体制の構築    | —           |                           | ②<br>④   |
| 29 | 北の原墓地管理体制の確立              | 使用者、継承者名簿の整備と管理組合設立による適正な管理体制の整備、今後の墓地需要等への対応検討                                                     | H25年度までに墓地管理台帳の整備・管理組合の設立                         | —           |                           | ②        |
| 30 | 借地の解消と借地料の適正化             | 公共施設、公用施設等の借地について、引き続き、借地の解消と借地料を縮減                                                                 | 借地の解消と、継続的な借地料の見直し                                | —           |                           | ②        |
|    | 小計                        |                                                                                                     |                                                   | △ 3,700     |                           |          |

### Ⅲ 外郭団体、第3セクター、一部事務組合等の経営改善・関与見直し

| 番  | 項目                      | 内容                                                                                        | 成果目標                                   | 影響額<br>(千円) | 影響額の説明                  | 課題<br>番号 |
|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------|-------------------------|----------|
| 31 | 駒ヶ根市社会福祉協議会             | 社会福祉協議会の本来業務の明確化、純粋な民間福祉関連事業者との競合をなくす等協議会のあり方を検討し組織を活性化                                   | H22度中に協議会のあり方検討・方向性の決定・推進              | —           |                         | ②        |
| 32 | (社団法人)駒ヶ根伊南広域シルバー人材センター | 高齢者の健康保持と生きがいづくり(高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいた活動)への支援                                            | 国の動向にあわせ、組織の自立的な運営の支援                  | —           |                         | ②        |
| 33 | (財団法人)駒ヶ根市文化財団          | H18度以降、随意的の指定管理者。効果的効率的な管理運営体制づくり、人材育成等を支援                                                | 効率的運営確保とH25.11までの公益法人化                 | —           |                         | ②        |
| 34 | 駒ヶ根市土地開発公社              | H22度目標の第2次健全化計画の実行と、保有土地(簿価)を国が示す基準値となるよう売却、分譲の促進                                         | 保有土地簿価<br>H21度末 29億円<br>→ H26度末 16億円以下 | △ 354,000   | (用地取得、売却差損補填予定額)        | ③        |
| 35 | (財団法人)駒ヶ根市開発公社          | 保有の駅前ビル用地を整理し、解散(第3セクター改革推進債活用290,000千円)                                                  | H25.11までに駅前ビル用地の買取り                    | △ 60,000    | 第3セクター改革推進債償還開始2年分(10年) | ③        |
| 36 | 駒ヶ根観光開発株式会社             | 景気の低迷等の影響により単年度損失が発生している。筆頭株主として経営改善計画の着実な実施による経営状況の改善推進、純粋民営化等の検討                        | 経営改善の推進に合わせて、新たな活性化組織の再編等の検討           | —           |                         | ③<br>④   |
| 37 | 駒ヶ根高原温泉開発株式会社           | 入湯税相当額の活用により安定的な配湯業務を行っているが、より自立的な運営を確保                                                   | 経営改善の推進に合わせて、新たな活性化組織の再編等の検討           | —           |                         | ②<br>④   |
| 38 | 伊南行政組合・上伊那広域連合の効率的運営の確保 | 引き続き、伊南行政組合(常備消防、昭和伊南総合病院、衛生センター、聖苑、不燃物処理場事業等)・上伊那広域連合(情報センター、保健・医療、ごみ処理事業等)の効果的効率的な運営の確保 | 広域連携事業の効果・効率面のチェック機能強化                 | —           |                         | ②<br>③   |
|    | 小計                      |                                                                                           |                                        | △ 414,000   |                         |          |

#### Ⅳ 新たなまちづくり・協働型社会の推進

| 番  | 項目               | 内容                                                                           | 成果目標                                            | 影響額<br>(千円) | 影響額の説明 | 課題<br>番号 |
|----|------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------|--------|----------|
| 41 | まちづくりデザイン再構築     | 都市計画道路整備プログラムをはじめ、都市計画マスタープラン(目標年度=H27年度)の見直しに向け、高齢化・人口減少社会に向けた新たなまちづくり戦略を策定 | H25年度までに次期総合計画の基となる都市計画指針の策定                    | —           |        | ④        |
| 42 | 文化施設と観光等産業連携の推進  | 点在する文化教育施設等の地域資源を観光などの産業と結びつけ有効的に活用                                          | 地域資源を稼ぐ施設として有効に活用できる体制を整備                       | —           |        | ②<br>④   |
| 43 | シルクミュージアム運営事業    | 都市と農村の交流推進機能、養蚕文化の継承など学術的、教育的施設機能を併せ持つ施設として効果的に運営                            | 施設の機能を十分に発揮しつつ維持管理費用を抑制                         | —           |        | ②        |
| 44 | 自治組織活動補助の効果的な見直し | 区等への交付金を、事務の簡素化と協働の推進観点から自治組織が活用しやすい一括交付金制等への変更の検討と実施                        | H24年度を目途に一括交付金制へ移行                              | —           |        | ②<br>④   |
| 45 | 市民活動団体等の効果的な支援   | 多様な市民要求を実現するために、市民団体等が自ら主体的に取り組み実施する新たな公共的サービスへの支援                           | まち普請補助制度を活用し、協働のまちづくりの進展を図ります。                  | —           |        | ②<br>④   |
| 46 | 認知症予防プログラムの推進    | 地域において、認知症への正しい知識を理解普及することで、認知症予防・早期発見・重症化の防止を促進                             | 認知症介護ビジョンの策定<br>認知症サポーター養成(H23:5,000人)          | —           |        | ②<br>④   |
| 47 | 可燃ごみの減量・資源化の推進   | 上伊那広域のごみ処理基本計画に沿って、家庭系及び事業系のごみ排出量を削減するとともに、資源化率の向上を目指す。                      | 生ごみ堆肥化の推進<br>(駒ヶ根市)<br>H21実績 426t<br>H26目標 770t | —           |        | ②<br>④   |
|    | 小計               |                                                                              |                                                 | 0           |        |          |

#### Ⅴ 歳入確保の推進

| 番  | 項目                   | 内容                                          | 成果目標                                      | 影響額<br>(千円) | 影響額の説明                              | 課題<br>番号    |
|----|----------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------|-------------------------------------|-------------|
| 51 | 公共施設等の使用料見直し         | 使用料算出根拠の再検証、類似施設間の不均衡解消等、使用料の適正化と受益者負担の原則徹底 | 公共施設の適正な使用料の再検討                           | —           |                                     | ①<br>②<br>④ |
| 52 | 滞納整理業務の強化による市税徴収率の向上 | 市民税の徴収率向上と滞納繰越分の徴収に努める。                     | 現年分の徴収率98.5%(26年度目標)<br>繰越分の徴収率各年15.0%を維持 | 324,000     | 現年徴収率向上分:60,000<br>繰越15%相当分:264,000 | ①           |
|    | 小計                   |                                             |                                           | 324,000     |                                     |             |